

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和2年5月20日(水) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(13人)別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人)別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第4 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第5 決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第6 専決報告</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願</p> <p>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>4. 現況証明願</p> <p>日程第7 報告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第8 その他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
	<p>定刻となりましたので、只今より、令和2年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

<p>事務所長</p>	<p>会長さん宜しく申し上げます。</p>																														
<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中13名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号13番 山田 真弘 委員 議席番号14番 清水 利泰 委員</p> <p>を指名しますので宜しく申し上げます。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 1077 1481 1559"> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第2号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請	4件	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請	5件	議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	決定第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	13件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	14件		2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	1件		3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	3件		4. 現況証明願	3件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	7件		2. 農地改良届出書	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請	4件																													
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請	5件																													
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																													
決定第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	13件																													
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	14件																													
	2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	1件																													
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	3件																													
	4. 現況証明願	3件																													
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	7件																													
	2. 農地改良届出書	1件																													
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																														

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 3号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請 5件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成9年に三重県木曾岬町で会社を設立し、自動車および自動車部品の輸入及び販売業を営んでいます。近年、買い入れた車両を安全に駐車しておく場所が不足し、困っておりました。そこで、稲沢・一宮・岐阜方面にアクセスのよい地域で農地以外の駐車場用地を探しましたが、車両の盗難等の心配もあるため、希望する条件の土地が見つかりませんでした。このたび代表取締役自宅に隣接する申請地を譲ってもらえることになり、今般の申請にて買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では108枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。今の賃貸住宅は独身の頃から居住しており、二人で生活するようになり、かなり手狭になってきました。さらに今年9月には子どもが生まれる予定で、さらに手狭になることは明白です。そこで、自己用住宅を建築したいと考えました。不動産を所有していないため、不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、父が所有する実家の隣接地である申請地を貸してもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成11年に津島市で法人を設立し、特別養護老人ホームや障害者支援施設などの経営を行っています。津島市には障害者支援施設を開所し、総合的な福祉事業を行っています。その中で共同生活援助として早尾町に施設を開所し、障害者の日常生活支援を行っています。入居者は早尾町から津島市の施設へマイクロバスで通所し就労しております。現施設は通路幅が狭く、バスの進入、転回が不便で事故の危険もあり困っていたところ、申請地を譲ってもらえることになりました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場敷地として利用する計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦で暮らしています。職業は父とともに農業に従事しています。より効率よく農業に従事できるよう、実家の近隣に自己用住宅を建築したいと考えました。不動産を所有していないため不動産屋を回り、条件に合う住宅用地を探しましたが見つからず、あきらめかけていたところ、申請地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 4号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請 5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) 以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 5号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から 13番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第 3号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1番から 13番、全体筆数は 28筆、面積は 23,110 m² でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、11名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコンでございます。愛知県知事同意は 2020年 5月 7日、愛知県農業振興基金同意は 2020年 5月 7日、公告年月日は 2020年 5月 29日、契約開始年月日は 2020年 6月 1日 となっております。権利の内容は、すべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第 18条第 3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 2号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第 18条第 1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>

会長

只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時25分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年5月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 13番委員 山 田 真 弘

議事録署名者
議席番号 14番委員 清 水 利 泰